



第2章 受入れ前の留意点

1 外国人材受入れの流れ

外国人材受入れの流れの概要は、次のとおりです。

業務・ 在留資格等の検討

P06参照

外国人材の受入れは、出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、日本での就労活動が認められています。外国人材が担う業務等や当該業務に従事することのできる在留資格を検討します。

求人活動

P12参照

外国人材の求人募集方法は、ハローワーク、外国人雇用サービスセンターなどの公共機関や有料職業紹介事業の活用、人材派遣会社への依頼などが考えられます。

採用活動・ 雇用契約締結

P21参照

書類審査、面接審査、実技の審査などによる選考のうえ、雇用契約を締結します。

在留資格に係る申請

P18参照

ただし、特定技能についてのみ
取り扱っています。

国内にすでにいる方の場合は、在留資格の変更申請が必要となる場合があります。
国外にいる方の場合は、在留資格の申請を行います。
申請書類に不備がなく、在留資格の内容を満たしていると判断された場合、在留資格認定証明書が交付されます。
当該外国人は、在留資格認定証明書と旅券（パスポート）を日本大使館（総領事館）へ持参し、査証申請、受領します。

就労開始・労務管理

P23参照

外国人材を受入れ、雇用した場合、ハローワークに届け出を行う義務があります。外国人材の就労開始後は、労務管理を適切に行います。

2 外国人材の在留資格

外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現するための体制は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）などにより構築されています。

在留資格とは、外国人が日本に入国・在留して従事することができる活動又は入国・在留できる身分又は地位について類型化し、入管法上に位置付けられたものです。在留資格には、就労が認められる資格と認められない資格があり、就労が認められる在留資格においても活動制限があります。

そのため、第一の留意点として、受け入れようとしている外国人の在留資格を確認し、その在留資格に認められる活動範囲（仕事の内容、職務範囲、雇用形態など）について確認する必要があります。活動制限があり就労が認められる「在留資格」と、活動制限のない「身分・地位に基づく在留資格」、 「就労が認められない在留資格」、そして「就労の可否が指定される活動によるもの」があります。



（資料）出入国在留管理庁資料

在留資格の種類 ～就労が認められる在留資格・認められない在留資格～

○ 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習

○ 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

永住者、日本人の配偶者など、永住者の配偶者など、定住者

○ 就労の可否が指定される活動によるもの

特定活動（外交官などの家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者など）

○ 就労が認められない在留資格

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められます。

○在留資格の一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野 ^{注1} の各業務従事者
技能実習	技能実習生

就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（資料）出入国在留管理庁資料から作成

外国人を受け入れる場合、中国地方に所在地がある企業は出入国在留管理庁の広島出入国在留管理局^{注2}に、在留資格に関する上陸条件に適合する証明書の交付を申請し、認定証明書が交付されないと労働者として受入れできません。

注1 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30（2018）年12月25日閣議決定）

注2 外国人の「在留資格認定証明書交付申請書」の提出先は、当該機関（受入れ企業）の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署となっています。

出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。

法務省入国管理局 在留カード等番号失効情報照会

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。

外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則翌日になりますので、当日交付された在留カード等番号には対応していません。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、画面下段の「[在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント](#)」についてもご確認ください。



(1) 在留カード等番号
 (2) 在留カード等有効期間 年 月 日

・画像に表示されている文字を入力してください。

問合せ

(資料) ウェブサイト 法務省「在留カード等番号失効情報照会」

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)
 ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
 ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)
 ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
 ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例)
 ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く
 ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意!
事業主も処罰の対象となります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
 ⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金
 (外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒30万円以下の罰金

(資料) 出入国在留管理庁資料

受入れの増加が見込まれる在留資格について

中小企業等の人手不足が深刻化していることから、我が国では従来、受入れを推進してきたいわゆる高度人材の外国人に限定せず、一定の専門性・技能を持ち、即戦力となる外国人材を受け入れることとして、新たな在留資格「特定技能」を平成31（2019）年4月に創設、今後5年間で約34万5千人の受入れを見込んでいます。

また、広島県においては、「技能実習」の増加が著しく、外国人労働者全体の約48.2%（平成30(2018)年）を占めていることから、今後一定規模の受入れが継続することが予想されます。留学生などの資格外活動許可による就労も増加傾向にあります。

○「特定技能」

特定産業分野（14分野^{注1}）において就労が認められる特定技能1号と、建設分野、造船・船用工業分野での就労が認められる特定技能2号があります。（対象の産業分野は現時点のものであり、今後、見直しされる可能性もあります。）

注1 ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業
⑥建設 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業
⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

家族帯同：不可

在留期間：通算で上限5年まで

- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

家族帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

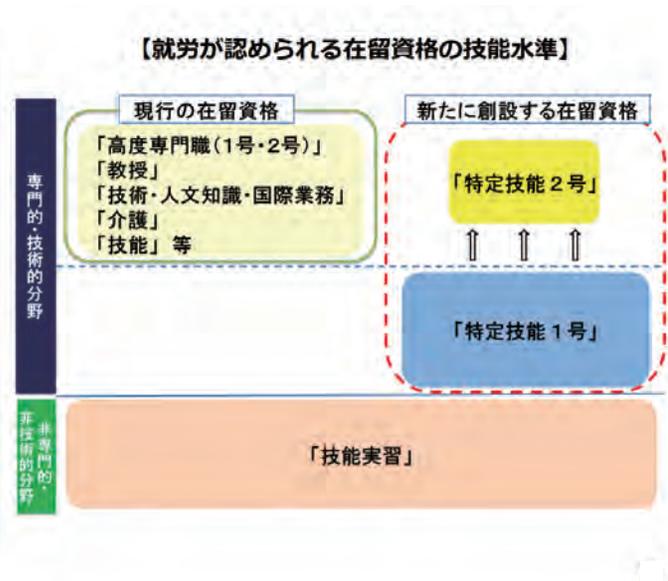
在留期間：更新の必要はあるが上限はなし

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



（資料）出入国在留管理庁資料

○「技能実習」

人材育成を通じた開発途上地域などへの技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする在留資格で、「技能実習1号」（技能実習1年目）、「技能実習2号」（技能実習2、3年目）、「技能実習3号」（技能実習4、5年目）があります。

技能実習1号は、対象職種・作業についての定めはありませんが、技能実習2号、3号へ移行できる職種・作業について制限があり、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」に定められた職種・作業（「移行対象職種・作業」）に該当する必要があります。1号から2号への移行が可能な職種・作業は、令和元（2019）年5月時点で80職種144作業となっています。

- **家族帯同**：不可
- **在留期間**：最長5年

在留資格は入管法により規定されていますが、技能実習制度は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」（以下「技能実習法」といいます。）に基づいて実施されています。

技能実習法に基づいて設立された認可法人である「外国人技能実習機構」が、技能実習生ごとの作成が求められる技能実習計画の認定、監理団体の許可申請の受理、受入れ企業等（実習実施者）や監理団体に対する指導監督、技能実習生からの相談・申告への対応等への介在などの業務を行います。

「企業単独型」と、「団体監理型」があり、全国的に団体監理型の受入れが9割を占めています。団体監理型の受入れは、「監理団体」が技能実習生を受け入れ、当該監理団体の実習監理を受ける企業等（実習実施者）が技能実習生と雇用契約を締結し、技能実習を実施するものです。監理団体は、技能実習法に基づき許可を得た非営利法人で、多くは事業協同組合です。監理団体が行う業務には、実習実施者に対する定期監査や、実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画策定の指導などがあります。

○ 高度人材

高度人材は、入管法上の在留資格ではなく、就労が認められる在留資格のうち、専門的な技術や高度な知識をもつ次の在留資格を、本書において説明・理解の便宜のために一括して取り扱っているものです。

留学生の新規学卒者を、高度人材として採用する場合も想定されますが、その場合は当該留学生の在留資格は「留学」から次のような在留資格に変更される必要があります。

在留資格：教授、芸術、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護

- **家族帯同**：可能
- **在留期間**：在留資格ごとに定めあり。更新の必要はあるが期間の上限はない。

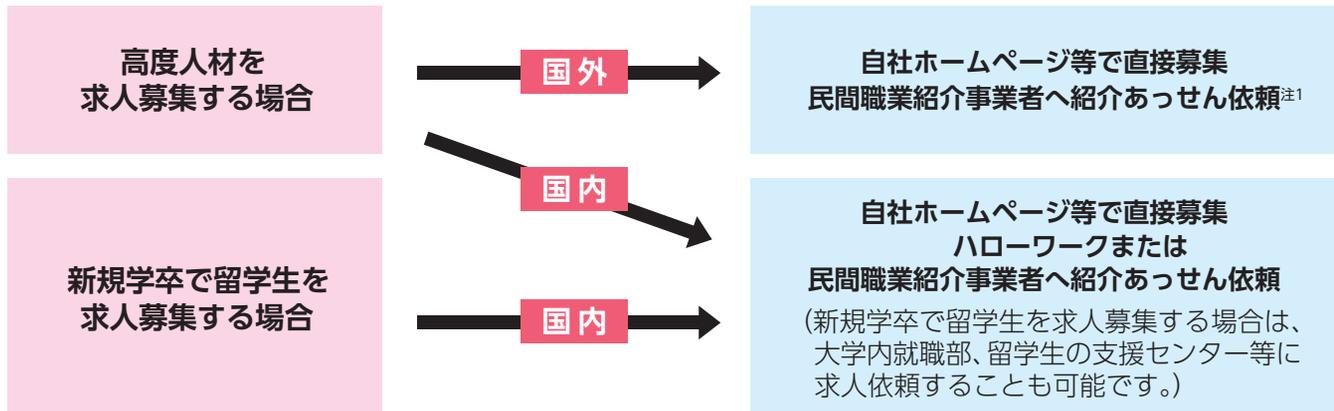
○ 留学生の資格外活動許可による就労

在留資格「留学」の認定を受けている留学生は、原則就労を認められませんが、資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められます。企業が留学生をアルバイトなどで雇用する場合、必ず在留カードの裏面に記載されている、資格外活動の許可記載を確認した上で雇用しましょう。

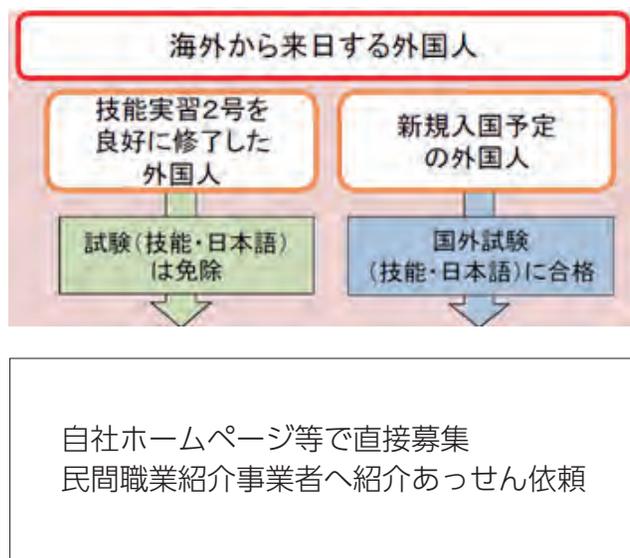
資格外活動：留学生には、1週28時間以内で相当と認められる場合に、就労が認められます。ただし、校則で決められた長期休業期間に限り、1日8時間以内まで拡大されます。労働基準法も適用されるため、週40時間の労働が上限です。

求人の方

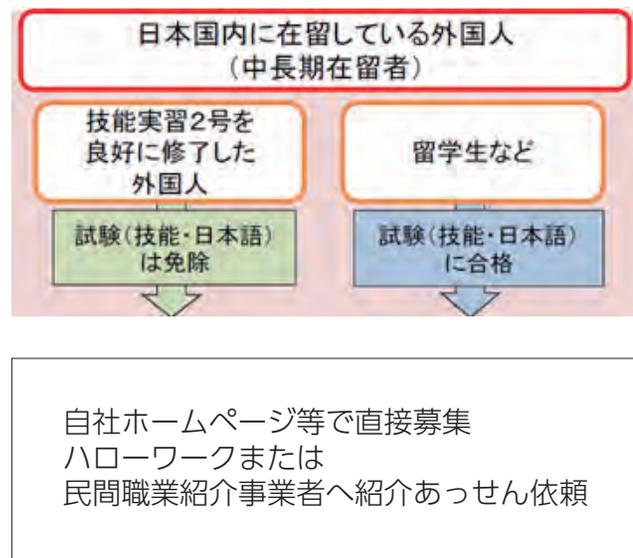
○ 高度人材（留学生の新規学卒者を含む）の求人活動



○ 「特定技能」 海外での求人活動



○ 「特定技能」 国内での求人活動



特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、農業、漁業分野に限定されています。(平成31(2019)年3月20日現在)。これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められません。

(資料) 出入国在留管理庁資料から作成

○ 技能実習生（団体監理型）の場合

技能実習生を受け入れている監理団体に紹介あっせん依頼

注1 民間職業紹介事業者は、人材サービス総合サイト（厚生労働省職業安定局）で検索することができます。
<http://www.jinzai-sougou.go.jp/Index.aspx>

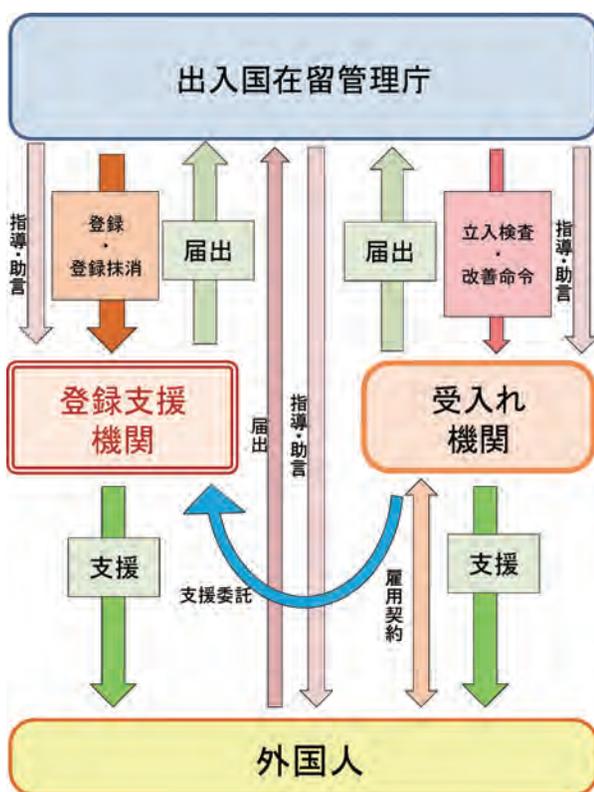
受入れの増加が見込まれる在留資格のまとめ

	高度人材	「特定技能」	「技能実習」
在留資格	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務など	特定技能1号・2号	技能実習1号・2号・3号
在留期間	在留資格ごとに定めあり。更新の必要はあるが上限はない。	特定技能1号： 通算で上限5年まで 特定技能2号： 更新の必要はあるが上限はない。	1号：1年目 2号：2年目・3年目 3号：4年目・5年目 最長5年
職務が可能な分野	不問（単純労働は不可）	特定産業分野ごとに定めあり。	2号移行対象職種・作業80職種144作業（令和元(2019)年5月時点）
家族の帯同	可能	特定技能1号：不可 特定技能2号： 要件を満たせば可能（配偶者、子）	不可
企業支援機関等	—	登録支援機関（受入れ企業から委託する場合）	監理団体（企業単独型を除く）
外国人材とのマッチング	企業が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用	企業が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用	監理団体と送出機関を通じて採用（企業単独型を除く）
転籍・転職	転職可能	同一の業務区分内等において転職可能	原則不可（ただし実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能）
制度に係る問い合わせ先	広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門 電話082-221-4412	広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門 電話082-221-4412	外国人技能実習機構 コールセンター 電話03-3453-8000 外国人技能実習機構広島事務所 電話082-207-3123

3 特定技能について

制度の概要

- 特定技能は、平成31(2019)年4月1日に施行された改正入管法により、生産性の向上や国内人材の確保の取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある特定産業分野(14分野)を対象に創設された新たな在留資格です。
- 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度で、特定技能1号と特定技能2号の2種類の在留資格があります。
- 技能実習2号を良好に修了した外国人は、技能及び日本語の試験が免除され、特定技能1号へ移行できる場合があります。



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切
(例：報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切
(例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり
(例：外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切
(例：生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
(例：報酬を適切に支払う)
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出(例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等)
- ・支援計画の実施状況に関する届出(例：相談内容及び対応結果等)※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出(例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等)

(資料) 出入国在留管理庁資料から作成

特定技能 14 分野と従事する業務

分野	人手不足状況 受入れ見込数(5年間の最大値)(注)	人材基準		その他重要事項	
		技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態 受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮)等	日本語能力判定テスト(仮)等(上記に加えて介護日本語評価試験(仮)等) ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)(注)訪問系サービスは対象外	直接 ・厚生省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚生省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数の設定
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	日本語能力判定テスト(仮)等 ・建築物内部の清掃	直接 ・厚生省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚生省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	成形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工・仕上げ ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム ・陽極酸化処理 ・溶接	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・工業包装 ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)等	日本語能力判定テスト(仮)等 ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ・塗装	直接 ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国土省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国土省の認定を受けること ・国土省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)等	日本語能力判定テスト(仮)等 ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	直接 ・国土省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国土省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)等	日本語能力判定テスト(仮)等 ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	直接 ・国土省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国土省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 ・国土省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国土省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場であること
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 ・国土省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国土省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた事業者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講ずること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食物品製造業	34,000人	飲食物品製造業技能測定試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・飲食物品製造業全般(飲食物品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等 ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

(注) 14 分野の受入れ見込数 (5 年間の最大値) の合計：345,150 人

(資料) 出入国在留管理庁資料

外国人材の受入れの視点等

受入れ前の留意点

受入れ後の留意点

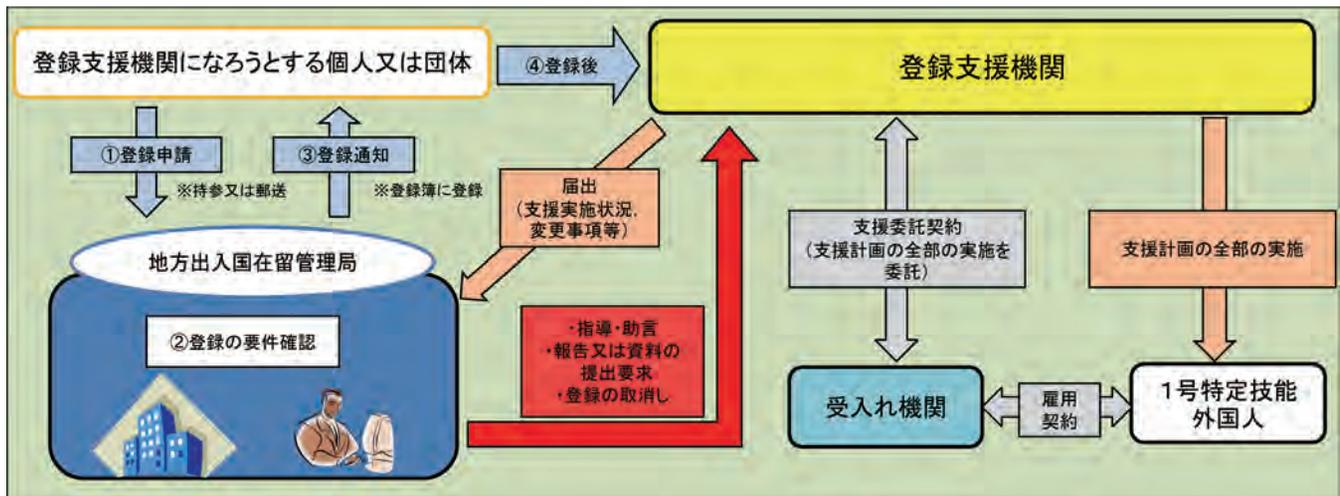
コミュニケーション

災害や病気の際の対応

登録支援機関について

- ## 登録支援機関について
- 1 登録を受けるための基準**
 - ① 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
 - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - 2 登録支援機関の義務**
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



（資料）出入国在留管理庁資料

登録支援機関は令和元（2019）年10月10日現在2,634件登録されています。

登録支援機関は、支援できる言語や得意分野に違いがあります。受入れ企業は、受け入れる外国人材の母語で支援できるか、業種や職務に理解があるか、支援内容の特長を確認して支援を委託します。

登録支援機関の支援内容

<p>①事前ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明 	<p>②出入国する際の送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行 	<p>③住居確保・生活に必要な契約支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助 	
<p>④生活オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明 	<p>⑤公的手続等への同行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助 	<p>⑥日本語学習の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等 	<p>⑦相談・苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
<p>⑧日本人との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等 	<p>⑨転職支援（人員整理等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供 	<p>⑩定期的な面談・行政機関への通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報 	

（資料）出入国在留管理庁資料から作成

技能実習から特定技能への移行

技能実習2号を良好に修了した外国人は、技能及び日本語の試験が免除され、特定技能1号へ移行できる場合があります。

技能実習2号を良好に修了した外国人材が、特定技能1号により同一の企業に勤務するという移行ができれば、外国人材にとっては、技能実習の経験を活かして、最長5年間を日本で働くことができます。

受入れ企業にとっては、自社で育成された外国人材の技能の向上も期待でき、人数制限の枠なく(介護分野、建設分野を除く。)人材を確保できるといったメリットがあります。

技能実習と特定技能の制度比較(概要)



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号: 1年以内、技能実習2号: 2年以内、技能実習3号: 2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通して採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

(資料) 出入国在留管理庁資料

○ 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について

技能実習80職種144作業(令和元(2019)年5月時点)のうち、特定技能に移行できる分野(業務区分)は、以下のとおりです。

- 農業関係(2職種6作業) →①農業、2業務区分へ
 - 漁業関係(2職種9作業) →②漁業、2業務区分へ
 - 建設関係(22職種33作業) →③建設、11業務区分へ
 - 食品製造関係(10職種15作業) →④飲食料品製造業、1業務区分へ
 - 医療・福祉施設給食製造(1職種1作業) →⑤外食業、1業務区分へ
 - 機械・金属関係(15職種29作業) →⑥素材系産業(13業務区分)、⑦産業機械製造業(18業務区分)、⑧電気・電子情報関連産業(13業務区分)へ
 - 造船・船用工業(6職種7作業) →⑨造船・船用工業、6業務区分へ
 - 自動車整備(1職種1作業) →⑩自動車整備、1業務区分へ
 - ビルクリーニング(1職種1作業) →⑪ビルクリーニング、1業務区分へ
 - 介護(1職種1作業) →⑫介護、1業務区分へ
 - 空港グランドハンドリング(1職種3作業) →⑬航空(空港グランドハンドリング) 1業務区分へ
- ただし、⑭宿泊業1業務区分は、技能実習からの移行はありません。

(資料)外国人技能実習機構資料から作成

特定技能での雇用の流れと申請手続

○ 特定技能で雇用する流れ

1. 特定技能で雇用できる国内外にいる外国人を探す。

特定技能外国人本人に関する基準

- (1) 年齢 18 歳以上であること
- (2) 健康状態が良好であること
- (3) 日本語能力が N4 レベル以上であること
- (4) 技能水準が一定レベル以上であること
- (5) 出身国が退去強制令書の円滑な執行に協力する国・地域であること
- (6) 通算在留期間を確認すること
- (7) 保証金・違約金契約の締結をしていないこと
- (8) 費用負担について、合意しておくこと
- (9) 外国人の本国手続きの遵守すること

2. 面接などを行い採用が内定したら「特定技能雇用契約」を結ぶ。

特定技能雇用契約に関する基準

- (1) 報酬に関する説明書
- (2) 雇用の経緯に係る説明書
- (3) 支払費用の同意書
- (4) 徴収費用の説明書
- (5) 派遣の場合

3. 「1号特定技能外国人支援計画」を策定する。

義務的支援（支援計画書に全て記載する。）

任意的支援

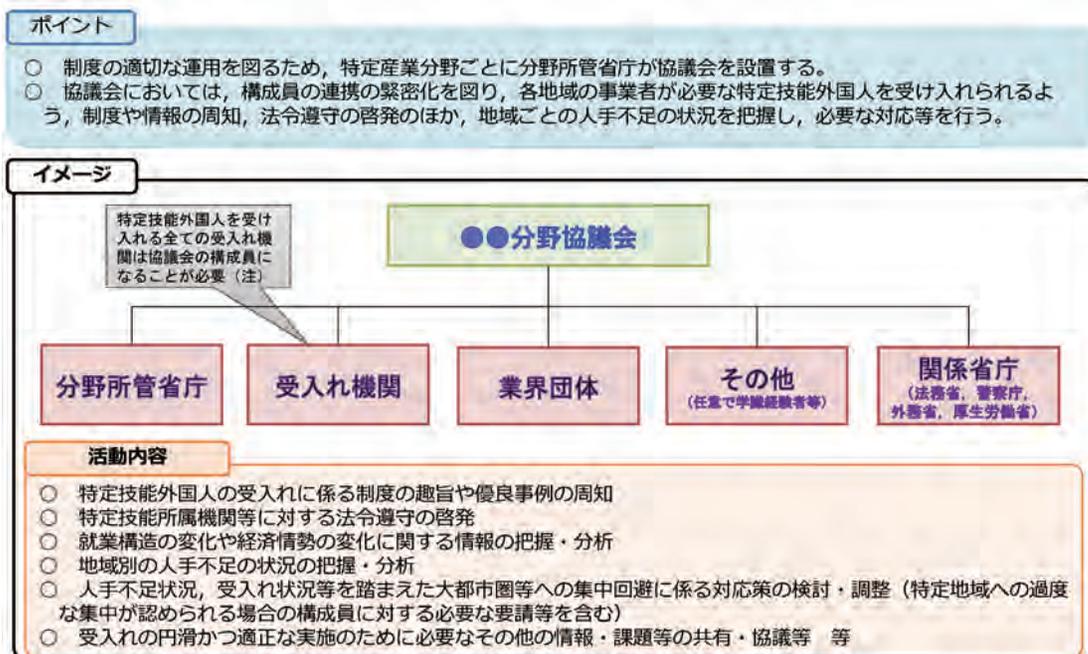
4. 出入国在留管理庁へ採用する外国人の「特定技能」在留資格申請をする。

5. 外国人が日本に入国後、支援計画に基づいて支援を行う。

6. 就労を開始する。

7. 業界の特定技能外国人受入れ協議・連絡会に加入する。

○ 特定技能における分野別の協議会について



(資料) 出入国在留管理庁資料

特定技能1号の在留資格申請

特定技能1号の在留資格申請には以下のような書類を提出します。

1. 在留資格認定証明書交付申請書
2. 特定技能外国人の履歴書
3. 特定技能所属機関概要書
4. 登記事項証明(法人の場合)住民票の写し
(個人事業主の場合)
5. 役員の住民票の写し(法人の場合)
6. 決算文書(損益計算書及び貸借対照表)の
写し(直近2事業年度)
7. 特定技能所属機関に係る労働保険に関する
資料(労働保険手続きに係る保管文書の
写し等)
8. 特定技能所属機関に係る社会保険に関する
資料(社会保険手続きに係る保管文書の
写し等)
9. 特定技能雇用契約書及び雇用条件の写し
10. 特定技能雇用契約書に関する重要事項説明書
11. 特定技能外国人の報酬額が、日本人が従事する
場合の報酬額と同等以上であることの説明書
12. 入国前に仲介業者に支払った費用等を明らかに
する文書
13. 技能試験に係る合格証明書又は技能検定3級等
の実技合格証明書等
14. 日本語能力試験に係る合格証明書
15. 特定技能外国人の健康診断書
16. 1号特定技能外国人支援計画書
17. 支援委託契約書(登録支援機関に委託する場合)
18. 支援責任者の就任承諾書及び誓約書
19. 支援責任者の履歴書
20. 支援担当者の就任承諾書及び誓約書
21. 支援担当者の履歴書
22. 特定技能所属機関の役員に関する誓約書
23. 通算在留期間に係る誓約書

(資料) 法務省資料から作成

4 受入れに必要なコストについて

外国人材を受け入れる際に、見込まれるコストについて概観します。

○ 一般的なコスト

採用選考にかかる事前訪問時の労力と渡航費など、在留資格申請手続きにかかるもの、海外から招へいする場合の外国人材の交通費、国内移動費、日本語教育や保険など。

○ その他の費用負担

特定技能外国人材を受け入れる際のコスト

紹介料(民間の人材紹介事業者などにあっせん依頼する場合)、登録支援機関への支援費用、特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への加入と会費など。

技能実習を受け入れる際のコスト

監理団体(事業協同組合など)への加入とそれに係る費用、入国前・入国後研修(320時間以上)費用、講習手当、監理費、技能検定料、巡回監査、外国人技能実習機構への申請など。

○ 特定技能の家賃の負担について

特定技能1号では、受入れ企業が外国人材の住宅の確保に向けた支援を行うこととされています。

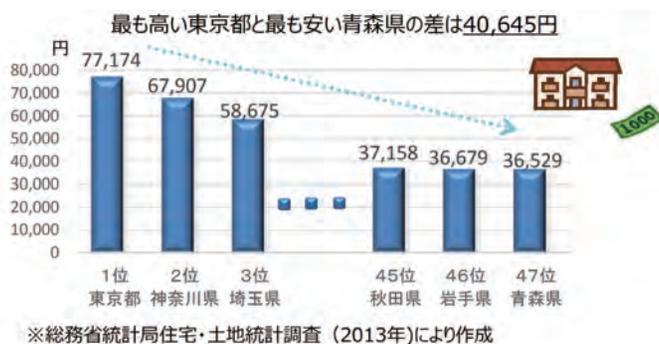
住宅確保にあたっては、社宅として提供する場合と、外国人が直接、借り受ける契約をする場合があります。管理費・共益費を含む家賃額を、入居する外国人の人数で割って負担します。敷金・礼金等については、外国人において負担するものであり、受入れ企業において負担することを求めるものではありませんが、本人の希望や近隣物件の家賃相場、報酬額などを踏まえ適切な住居を確保するために、負担割合を合意して本人が負担することは認められています。

居室の広さ（1人あたり原則7.5平米以上）や衛生面などに十分に配慮をする必要があります。

○ 地方で就労することのメリットについて

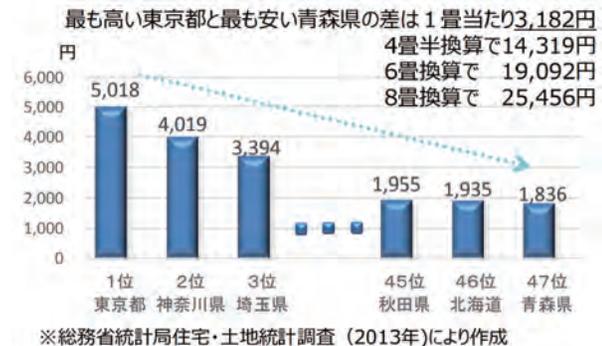
特定技能外国人は同一業務区分内において転職が可能なおから、就労が都市部へ集中するのではないかと懸念されています。受入れ時、住居の確保や生活に必要な契約を支援する際に家賃など、日本で生活するための経済的側面と県内の暮らしやすさ、就労するメリットについて説明しておくことが、後々の転職抑制に効果が期待できます。

一か月当たり家賃



広島県の1か月当たり家賃 47,333円・11位
全国平均 54,052円

一畳当たり家賃



広島県の1畳当たり家賃 2,561円・12位
全国平均 3,051円

(資料) 総務省統計局、出入国在留管理庁資料から作成

○ 住宅確保の支援について

国土交通省 「外国人向け部屋探しのガイドブック（日本で部屋探しをする外国人の方へ）」

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語の8言語に対応した部屋探しのガイドブックです。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

国土交通省 「外国人の言語対応サポートを行っている登録家賃債務保証業者一覧」

事業者数：31社（平成31（2019）年3月29日時点）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000031.html

5 雇用契約時の留意点

外国人材を採用し、雇用契約時の説明が不十分だと、受入れ後のトラブルにつながる可能性があります。長時間労働や残業代未払いについて問題になることが多く、賃金や労働時間など主な労働条件については書面などで明示することが必要です。その際に外国人が理解できる方法で説明します。母国語の他に外国人が使用する言語または、平易な日本語を用いて説明する必要があります。

厚生労働省では、英語による労働条件通知書のほか、7言語（中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）の労働条件通知書を作成しています。

広島労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html

外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、**在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。**

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が**雇用保険の被保険者となるか否か**によって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

(資料) 厚生労働省資料から作成

